

2023年11月

消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162



最近は暮れるのが早くなりましたね。そして随分寒くなりました。皆さんはどんな防寒対策をしていらっしゃいますか？暖かいインナーや携帯用のカイロなどそれぞれのテッパン防寒でこれからの季節に備えましょう。洋服などで寒さをしのいでも乾燥までは防げません。お肌の乾燥対策もきちんと怠りなく！運動不足による体重増加も気になる場所…お顔やボディのメンテナンスでは優雅で贅沢なエステティックサロンにはちょっと魅かれるものがありますよね。最近では男性エステも人気です。エステサロンや語学教室など長期にわたる契約には思わぬトラブルに遭う可能性があります。相談事例をぜひご一読いただき参考にしてください。

11月26日、熊本県多重債務者対策協議会の主催による「お金の悩み無料相談会」が開催されます。お金の悩みがある方は、どうぞご相談ください。消費生活相談員や弁護士、司法書士が、無料で相談に応じます。

お金の悩み無料相談会

日時 11月26日（日） 13:00～16:40

場所 八代市役所 3階会議室

※予約受付・お問い合わせは 096-383-0999

（熊本県消費生活センター 平日9時～17時）

相談事例

【事例】契約していた脱毛サロンに連絡が取れなくなった。（20代女性）

契約していた脱毛サロンに突然連絡が取れなくなりました。しばらくしてサロンが倒産し、他店がサービスを引き継ぐとのメールがサロンから届きました。しかし、他の店には通いたくありません。まだ役務提供期間内なので施術回数も残っていますし、クレジット分割払いも残っています。解約したいのですがどうしたらよいでしょうか。

〈助言〉事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、事業者の財産は破産管財人（弁護士）の管理下に置かれます。返金等について事業者と直接交渉することはできません。破産管財人からの連絡を待ち、確認しましょう。

役務提供期間内で施術回数も残っており、クレジット分割払いをしている途中の場合、クレジット会社への以降の支払いの停止を求める抗弁を主張することができます。抗弁書（書面）を提出することが一般的です。ただし、これはあくまでもクレジット代金の支払いの停止を主張できるものであり、エステなどの役務契約の解除や既支払金の返還を主張できるものではありません。まずは、クレジット会社に問い合わせましょう。

解説

◆支払い停止の抗弁権

購入した商品が届かなかったり、あるいは不良品や欠陥品であったなどの理由（抗弁事由）から販売店と消費者の間で問題が生じている場合、消費者はクレジット会社からの請求に対し、支払いを拒むことができます。この権利を「**支払い停止の抗弁権**」といい、割賦販売法で定められています。ただし、2月未満の取引のとき、割賦販売法の適用除外となっている商品・役務・権利の契約のとき等、行使できない場合があります。

◆抗弁事由について

◎販売事業者に債務不履行があったとき

1. 商品等の引き渡し（提供）がない
2. 見本・カタログ等と違う
3. 商品等に瑕疵がある
4. 商品等の引き渡し（提供）が遅れた
5. 商品等の販売（提供）の条件となっている役務の提供がない
6. その他販売業者に債務不履行がある

◎契約が成立していない場合、無効又は取り消せるとき



消費者へのアドバイス

- ・サロンやエステ等の契約は、一度に全部のお金を支払うのではなく、利用する度にお金を支払う都度払いも検討してみましょう。
- ・「通い放題」「施術無料、無期限」などといったセールストークには注意しましょう。
- ・契約内容をよく確かめましょう。控えは保管しましょう。

◆契約に関して心配な時やトラブルになった場合は、八代市消費生活センターへご相談ください。

消費生活相談関連のご案内【令和5年12月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 《予約制》	12月8日（金）、22日（金） 10:00～12:00 13:00～16:00
	予約は12月1日（金）午前8時30分から、0965-33-4482（市民活動政策課）で受け付けます。
多重債務相談	12月4日（月） 9:00～16:00